

平成23年度 石狩市教育委員会会議（9月定例会）会議録

平成23年9月29日（木）
第2委員会室

開 会 午後 3時30分

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出 席	欠 席	備 考
委員長 中 村 照 男	○		
委 員 伊 藤 好 美	○		
委 員 土 井 久美子	○		
委 員 門 馬 富士子	○		
教育長 樋 口 幸 廣	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	三 国 義 達
理事（市民図書館長）	百 井 宏 己
次長	厚 海 嘉 孝
総務企画課長	上 田 均
学校教育課長	池 田 幸 夫
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	池 垣 旬
教育支援センター長	西 田 正 人
市民図書館副館長	丹 羽 秀 人
学校給食センター長	伊 藤 和 哉
総務企画課総務企画担当主査	寺 嶋 英 樹
総務企画課総務企画担当主査	吉 田 雅 人

開会宣告

（中村委員長）ただいまから、平成23年度教育委員会会議9月定例会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名

（中村委員長）日程第1 会議録署名委員を指名します。土井委員にお願いしま

す。

日程第 2 議案審議

(中村委員長) 日程第 2 議案審議を議題とします。

議案第 1 号 石狩市教育委員会委員長の選挙について

(中村委員長) 議案第 1 号 石狩市教育委員会委員長の選挙について、提案願います。

(樋口教育長) 議案第 1 号 石狩市教育委員会委員長の選挙について、でございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条、石狩市教育委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、石狩市教育委員会委員長の選挙を行っていただくものです。任期は 10 月 5 日となっていますので、よろしくお願いします。詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

(上田課長) 私の方から議案第 1 号の補足の説明をさせていただきます。委員長の選挙について、現在の委員長の任期は、平成 22 年 10 月 6 日から平成 23 年 10 月 5 日までの 1 年となっております。このことから、次回の教育委員会会議の前に選挙をお願いするものです。

(中村委員長) ただいま提案説明がありました議案第 1 号については、石狩市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項に「委員長の選挙は指名推薦の方法によって行う」とありますが、この方法により行うことでご異議ありませんか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、教育委員会委員長の選挙については、指名推薦とすることに決定しました。それでは「指名推薦」をお願いします。

(伊藤委員) 現在委員長をされています中村委員に、引き続き委員長としてお願いしたいと思います。

(中村委員長) ただいま伊藤委員から、中村委員を委員長に推薦しますとのことでしたが、他にございませんか。

なしとの声あり

(中村委員長) 他になしとのことですので、中村委員を委員長当選人とすることにご異議ありませんか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、中村委員を委員長当選人と決定しました。任期は、平成23年10月6日から1年間となります。

(中村委員長) 一言ご挨拶を申し上げます。石狩市の教育行政は、5人の教育委員によりまして、一つ一つ意見交換を重ねながら、より良いものを目指してこれまで取り組んで参りました。引き続き様々な課題に、丁寧に対応して参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第2号 石狩市教育委員会委員長職務代理者の指定について

(中村委員長) 議案第2号 石狩市教育委員会委員長職務代理者の指定について、提案願います。

(樋口教育長) 議案第2号 石狩市教育委員会委員長職務代理者の指定について、でございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条、石狩市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、石狩市教育委員会委員長職務代理者の指定を行うものです。詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

(上田課長) 議案第2号の補足の説明をさせていただきます。これにつきましては、先程の議案第1号の委員長選挙と同様に、職務代理者についても同様の任期となっていましたことから、次回の教育委員会会議の前に指定していただくものです。

(中村委員長) ただいま提案説明がありました議案第2号については、石狩市教育委員会会議規則第6条第2項に「委員長職務代理者を指定する場合は、前条第2項から第4項までの規定を準用する」とありますので、委員長の選挙と同様に指名推薦の方法により行うことにご異議ありませんか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、委員長職務代理者の指定については、指名推薦することに決定しました。それでは「指名推薦」をお願いします。

（土井委員）前年度同様、伊藤委員にお願いしたいと思います。

（中村委員長）ただいま土井委員から、伊藤委員を委員長職務代理者に推薦しますとのことでありましたが、他にございませんか。

なしとの声あり

（中村委員長）他になしとのことです。伊藤委員を委員長職務代理者に指定することにご異議ありませんか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、伊藤委員を委員長職務代理者に指定しました。任期は、平成23年10月6日から1年間となります。

（中村委員長）ここで、伊藤委員からご挨拶をお願いします。

（伊藤委員）更に勉強を重ねて、子どもたちのために色々と考え、意見を述べたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第3号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

（中村委員長）議案第3号 石狩市立学校管理規則の一部改正について、提案願います。

（樋口教育長）議案第3号 石狩市立学校管理規則の一部改正について、でございます。市内の小・中学校に事務主幹の配置校を定めるため、必要な改正をするものであります。このようなことから、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。改正内容の部分につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

（池田課長）私から、石狩市立学校管理規則の規則案について、ご説明を申し上げます。（以下、議案第3号の資料により説明。）現在各学校に1名配置している事務職員に、これまでも事務主幹を命課しておりました。事務主幹は、通常の学校事務の他に、学校事務にかかる行政機関等との連携、学校事務に関する調査・研究、地域内事務職員に対する助言等に関する事務を担うこととして、事務主幹を平成23年度において4名を命課しているところです。この度の改正について

は、北海道教育委員会からの通達により、事務主幹を置く学校は市町村教育委員会が学校を指定することになりました。第6条第2項で事務主幹を置く学校は、教育長が定めるという部分を追加し、提案させていただいたものです。

（中村委員長）ただいま提案説明がありました議案第3号について、ご質疑等ありませんか。

質疑応答

（伊藤委員）改正前に事務主幹を置くことができるとなっていて、23年度は、4名の事務主幹を置いている。今回の改正は、事務主幹を置く学校は教育長が定めるとのことですが、課長の説明でわかりづらい部分があったので、もう一度説明していただいてよろしいですか。

（池田課長）大変申し訳ございません。これまでは、一定の条件を満たした事務職を年齢で言いますと53歳以上だとか、経験年数とかを考慮した上で、命課しておりました。学校の指定はありませんでしたが、この度の改正によって、まず、学校を指定することになります。相応の事務主幹が配置するのにふさわしい学校を指定して、配置を行うことにしたところです。

（門馬委員）事務主幹の定数というのは、特になのでしょうか。例えば、石狩市であれば何名以内とか。

（池田課長）北海道教育委員会からは、一市町村において1校、10校を超えるごとに、1校ずつ追加して事務主幹が指定されます。石狩市の場合は、21の学校がありますので、基本ベースとして1校、20校を超えているので、プラス2校、合計3校を指定できることになります。

（門馬委員）実際は、4名が配置となっていますが。

（池田課長）これまで命課した事務主幹を学校指定することによって、その資格を命課しないということにならないので、そのための経過措置として、石狩市が指定した学校に必ず事務主幹を置かなくても良いという経過措置が取られております。ちなみに4名の事務主幹のうち、2名は今年度限りで退職となります。残り2名については、市教委が考えている学校指定以外に勤務している事務主幹もいますが、この部分についても道教委の方では、現状の学校のままでも構わないということになっていますし、今後の人事配置の中でもその状況にあった配置をしていくこととなりますが、最終的には指定校に事務主幹が配置という手続きになっていくということになります。

（門馬委員）わかりやすく言うと、私はこう解釈しました。制度として事務主幹というのは、事務主幹を置くべき学校があつて、そこに事務主幹なる職員を配置

すべきということであるが、現状では、人に注目をして事務主幹の任命を行っていることから、経過措置としてその方々が異動や退職をするまでは、少し変則的な配置になっている。本来、石狩市の場合には3校に事務主幹が指定されることになっていて、将来は、指定する3校に事務主幹なる職員が配置されることになる、ということなのではないでしょうか。

（池田課長）その通りでございます。

（土井委員）事務主幹の仕事は、事務職とは違って、事務職の仕事以外にもたくさん仕事があつて、責任もあつて、給料も高いということなのではないでしょうか。

（池田課長）その通りでございます。通常の事務以外に、行政機関等との連携だとか、主幹事務として命課するにふさわしい仕事があつて、これを担う部分の人材に対して、主幹職を命課することになります。

（中村委員長）今回、事務主幹を置く学校を教育長が定めるという条項を加えた理由・背景は、どのようなことからなのではないでしょうか。

（池田課長）北海道教育委員会から、平成23年5月27日付けで教育長宛の通知があつて、事務主幹の一連の手続きを進めることを指示されました。その中では、事務主幹の配置の適正化の目的のために、この度の通知を行ったとなつてございます。

（中村委員長）そもそも第6条の規定が何時制定され、石狩市や他の市町村が配置してきたのか。また何年間このような状態が続いていたのか、説明していただけませんか。

（池田課長）昭和60年度に、事務主幹の命課基準及び配置基準というのが北海道教育委員会で定められました。その後、平成12年に地方分権の推進によって、事務主幹の配置数及び配置校の指定等の見直しについて、人事委員会の了解があったという状況でございます。その後の動きの中で適正化を図るために、平成23年5月27日付けの通知があつて、その一つとして指定校を教育長が定めることになりました。

（中村委員長）ありがとうございます。良くわかりました。

（伊藤委員）先程からの説明で言いますと、今後は53歳前でも適任であれば、事務主幹になるのか、今までどおり53歳くらいの線引きで、事務主幹になるということなのではないでしょうか。そうすると経過措置で事務主幹になった方については、異動させなければならないということになるのでしょうか。

（池田課長）これまでの事務主幹の配置は、自動的に基準に合致して命課していたところではなく、事務主幹にふさわしい人材を命課しているところです。今後については、条件として、私が先程説明した内容の他に、学歴区分だとか、在職年数、こう言ったものがボーダーラインとしての基準としてございます。指定校が決まり、今いる事務職の中で、こうした基準をクリアしてなお且つ、事務主幹

にふさわしい人材が指定校に配置されることになります。ただ、経過措置の部分の話を説明させていただきましたが、現状、事務主幹にいらっしゃる方が平成24年度に教育長が指定する指定校にいらなくても良いことになっています。また、指定校に基準を満たす人材がいなくて事務主幹を配置できなくても良いという経過措置でございます。この辺の部分は、道教委の人事の中で経過措置の部分を考慮しながら、緩やかに適正化が図られるものと考えてございます。

(中村委員長) 他に質疑等がないようですので、議案第3号については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、議案第3号については、原案どおり可決しました。

議案第4号の審議を秘密会とする件について

(中村委員長) 議案第4号については、教職員の処分の内申に関する件であり、教育委員会会議規則第15条第1項第1号に該当しますので、秘密会として後ほど審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、秘密会とすることに決定しました。

(中村委員長) 以上で、日程第2 議案審議を終了します。

日程第3 教育長報告

(中村委員長) 日程第3 教育長報告を議題とします。

(中村委員長) 教育長から報告をお願いします。

(樋口教育長)

9月 2日 砕氷船しらせ入港、子ども未来館開館記念事業

9月 4日 石狩スポーツまつり

- 9月 5日 校長会
 - ・いじめ問題、命の教育
 - ・教員の人事
 - ・前期の学校経営のまとめについて
- 9月 8日 北海道社会教育研究大会（恵庭市）
- 9月10日 小中学校創意工夫展
- 9月11日 スキー連盟30周年記念式典
- 9月20日 9月定例市議会 一般質問
- 9月21日 〃 一般質問
- 9月22日 定例教頭会
 - ・前期の学校経営のまとめについて
 - ・個人情報の漏えい事故
 - ・市議会の質疑について
- 9月25日 石狩俳句コンテスト表彰式
- 9月27日 全国学力・学習状況調査

（樋口教育長）個人情報の流出の関係についてですが、9月14日に市内の中学校において個人情報の入ったUSBメモリーがバックごと盗難されるという事件があったところであります。この点については、指導が十分でなかったことについて、申し訳なく思っているところであります。結果として、個人情報が流出してしまったということで、当該校にはもちろんのこと他の学校におきましても同様の管理ということについて、再度、徹底を行うようにとの指示をしたところであります。当該校におきましては、9月15日に全校集会を開催し、生徒に対し事実の説明をするとともに謝罪をし、再発防止にそれぞれ取り組むということを経理から説明をさせていただいております。9月16日に同校の保護者説明会を開催し、同じく事実の説明、謝罪、再発防止策等を説明させていただいておりますが、更にしっかりした内容について説明を求められたということから、あらためて9月26日に学校でどのような対策をするのかということについて、保護者説明会が開催されたところであります。学校におきましては、情報セキュリティマニュアル、危機管理マニュアルという部分に基づき、研修等を通じてこの点を徹底するということと、USBを通じた情報については、持ち出しをさせないという形で、校長がそれぞれ保護者説明をしたということで伺っております。保護者の方については、学校での対策については理解を得られたと聞いております。同様の内容につきましては、各学校長に対しまして情報セキュリティマニュアル、危機管理マニュアルに基づき、研修、USBの持ち出しは当面行わないという部分について、それぞれ徹底をするように各学校に指示をしたところであります。

このような状況になったことにつきましては、申し訳なく考えているところであります。

（中村委員長）ただいま教育長から報告がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

質疑応答

（門馬委員）個人情報流出の関係について、その後漏れた情報により実害は起こらなかったのですか。

（樋口教育長）現時点において、保護者等の部分について、不審電話がかかってきたとか、そのような報告は受けていません。

（伊藤委員）この事件があった時に、事務局から電話で報告があつて、次の日に新聞にも出ていましたが、USBを持ち出すなというのは簡単ですし、管理しようと思えば管理はできると思います。USBを持ち出さなければならなかった原因・要因というの、それぞれの学校ごとに話し合い等もされていると思いますが、そう言ったところまで掘り下げて研究・検証をしていく必要があるのではないかと思います。学校それぞれ規模も違いますので、全部教育委員会の方で決めて、こうやりなさいということにはならないと思いますが、持ち出さざるを得なかった原因等も今後、教員の中の勉強会など色々な場所を捉えて、研究・検証を行っていく必要があるのではないかという気がしています。当然、個人情報を持ち出したのは悪いと思いますし、バックをそのまま置いてしまったことは悪いと思いますが、USBは持ち出したくて持ち出したということではないというお話も聞いているものですから、その辺りも研究すべきではないのかなと思いました。

（樋口教育長）教職員のPCを配置するに当たって、先生方の多忙感、自宅へ持ち帰っての業務ということは、想定されるということの基本にして、この安全性を如何に確保するかということで、整備の段階から教育委員会内部において相当検討を行ってきました。その時に、USBについても指紋認証付のUSBがあつて、これを使うのであれば紛失したとしても情報漏れがないということで、先生方一人一人に貸与し、はじめからこの点については、考えて配布をいたしておりました。今回については、指紋認証付のUSBを使わないで、あくまでも個人のUSBを使ったことによって、結果として漏れてしまっているという形になってしまったものですから、まずは、基本に立ち返ることが大原則であると思っています。確かに持ち帰るという部分については、先生方が忙しい、自宅に帰って仕事をしなければならないということも残念ながら現在もあるものですから、そのことも想定して仕組みを作っておりますが、今回については、残念ながらその部分について、認識の甘さということから私物のものを使ってしまったことが原

因ですので、指紋認証付のUSBを使うことが徹底されれば、この点については回避をされるのではないかと考えています。しかしながら、こういう事件が起きて、当分の間、個人情報に関わる部分については、校内で業務を行い、教材研究のような個人情報に関わらないような部分については、指紋認証付のUSBを使って自宅で作業を行うことでの分けをして、個人情報は校外に出さないということで指導を徹底していきたいと考えています。

（土井委員）一般質問の中で、「教育の基本」について、教育委員長が質問されたとのことですが、このことをもう少し詳しく説明していただけませんか。どんな質問で、どのように答えたのか、教えてください。

（樋口教育長）石狩市の教育について、どのような課題があるのかということが一つです。学力の問題、生活習慣の問題、体力の問題等がありますが、これらについては、昨年に策定いたしました教育プランに基づいて、着々と進めさせていただいている。委員長のその一つの部分の所感として申し述べられたのは、先の子ども未来館での南極とのやりとり、ここについて子どもたちがしっかり受け答えをし、且つ、最後にありがとうございますというような発言を聞いていると、石狩市の教育そのものについて、明るい未来を感じているというようなことでお答えをなさっていました。トータルの部分としては、これからしっかり、市民と石狩市の教育を共に進めていかなければならないというような認識を述べておられました。

（中村委員長）去る9月4日、子ども未来館での南極教室において、子ども達が凛とした態度で質問を的確に展開し、最後に回答者に対しありがとうございますと感謝を述べる姿に接し、先生方が立派な教育を施しているのを感じ、改めて石狩の教育に明るい未来を強く感じましたので、率直に述べさせていただきました。

（中村委員長）他にございませんか。それでは教育長報告を了解しました。

（中村委員長）以上で、日程第3 教育長報告を終了します。

日程第4 協議事項

（中村委員長）日程第4 協議事項を議題とします。

① 教育委員会の点検・評価（平成22年度分）について

（中村委員長）①教育委員会の点検・評価（平成22年度分）について、事務局から説明をお願いします。

（上田課長）資料の方は、別冊で表紙に教育委員会の活動状況に関する点検・評価という表題のついている８頁のものと、本日１枚ものですが、冒頭に④教育委員会会議の審議に向けた調査活動及び教育行政の運営に関する調整活動等という表題のついている資料の２つで、ご説明をさせていただきます。この件については、前回８月の教育委員会会議にも協議事項としてお諮りをしたところではありますが、７頁の④と⑤のところの表記・記載の仕方について、教育委員長からご指摘等があったところです。前回の教育委員会会議では、事務局での調整ということでお話をさせていただきましたが、事務局の方で修正案をお示ししていなかったこともあって、教育委員長から修正案をいただき、本日資料として提出したところであります。７頁の④と⑤になりますが、④のところは前回の資料では、文章表記であったところに教育委員長からは、具体的に「・」表示ではどうかという修正案をいただいたところであります。その結果、④の部分については、その他の教育行政の運営に関する諸活動＜通年＞ということで、２点を表記する形で、教育関連機関等への要請・調整活動、教育行政に係る各種団体等との意見交換活動と２つの表記を行うものであります。また、⑤については、上記のような多様な公務活動のほかというのは、従前もあった文章であります。この文章がどちらを指しているのかもわかりづらいということもあって、⑤市民・団体等との意見交換の場への参加＜主なもの＞のところに、この文章を移すなどし、８頁のそれぞれ項目立てして表示している部分については、従前のままとなっておりまして、このような状況で、前回の説明では、９月２２日に外部評価委員会の開催を予定していると説明しましたが、この部分についてきちんと整理できていなかったこともありまして、本日、再度協議事項としてお諮りするとともに、外部評価委員会については、本日決定をいただければ、１０月５日に開催することで日程を調整しているところでございます。私からの説明は以上です。

（中村委員長）ただいま事務局より説明がありましたが、私の方からは趣旨説明をさせていただきたいと思っております。今回、事前に配付された資料とかなり近いのですが、もっと具体的に表現していただいた方がよろしいのではとの思いがありましてご説明申し上げます。はじめに、そもそも基本となっている教育委員会の活動状況に関する点検及び評価自体が、どういう性格なのかというところからお話をさせていただきます。これは教育委員会の活動をわかりやすく表現し、それを外部評価委員の評価を得て、市民の代表である議会に提出するということでもあります。その後、広く市民の方々の目に触れていただき、教育行政の理解とご協力を賜りながら一体となって進めてゆくことにあると考えております。

そういう中で、１頁から８頁の③までは、申し分のない形に整理していただけたと思っております。④及び⑤の表現方法について、ご検討いただきたくため資

料を配付させていただきました。教育委員会活動をする中で、多くのものは事務局から提案をいただき、それに基づき審議をしておりますが、それ以外にも各委員が様々な活動を通じ、教育委員会会議に具体的に提案し本市の教育の発展に努めております。そういう姿を具体的に示すことも大切だと考え、④の修正案を提出させていただきました。

④のポイントは、タイトル「その他の教育行政の運営に関する諸活動〈通年〉」を「教育委員会議の審議に向けた調査活動及び教育行政の運営に関する調整活動等〈主なもの〉」に変え、1つ目は、石狩市教育委員会文化芸術支援要綱・認定書・覚書の制定についてであります。2つ目は、日本人宇宙飛行士講演要請に向けた一連の調整活動についてであります。結果として JAXA の採択に至らなかったものであります。3つ目は、小学校の外国語活動の支援方策の検討に向けた一連の調査及び調整活動であります。昨年は本格実施に向けて何か手を打つことがあるのではないかとという視点から意見交換を重ね23年度の事業化を図ったものであります。4つ目は、平成22年度全国学力・学習状況調査結果の公表に向けた調査及び調整活動についてであります。結果をどのように公表するかという視点から、北海道教育委員会が行っているものも参考にしながら、議論を重ねてきたという経緯があります。このテーマは今後続く課題でもあります。5つ目は、学校図書館等整備基本方針の策定に向けた調整活動についてであります。事務局の方で準備を色々進めていく過程で意見を申し上げ、背中を押すような形で策定に向け調整を行ってきたものであります。

毎年テーマは変わりますが、23年度で言えば、土井委員が食育について色々取り組まれており、私共も近々視察に行くことにしております。そういうテーマを持ち続けていくことにより、具体的な施策に繋がっていくのと思います。この様に、取り組みがなされている事案を一つ一つ表現していくことも、私ども教育委員の目から見れば大切なことであると考え申し上げます。

⑤のポイントは、タイトル「市民・団体等との意見交換の場への参加〈主なもの〉」を「市民の方々への情報発信及び団体等との意見交換の場への参加〈主なもの〉」に変え、具体的な取り組みを「・～」と表現を統一することにより、①～⑤までパターン化した中でご覧いただけることになり、評価する側も分かりやすいだろうし、議会の議員さんも分かりやすいだろうし、市民の方にも馴染みやすいのではなかろうかと思い、修正案を提出したものであります。

私からの説明は以上であります。10月5日開催予定の外部評価委員会に点検・評価報告書を提出させていただきたいとのことでありますので、皆さんからご質問等をいただき結論を出して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

質疑応答

(門馬委員) 委員長の修正案についてですが、④については、非常に良くまとめていただいて、活動内容が良く分かります。⑤の市民の方々への情報発信についてですが、これは後段にある丸ポチの中でどの部分なのか疑問に思ったのですが。委員長、これはどれになりますか。

(中村委員長) つまるところ全部です。新年交礼会を例に申し上げますと委員皆さんにご案内があり参加されていますが、色々な形で、色々な人と接するわけですから発信もあれば受信もあります。そこが大事であります。

(門馬委員) 何か他にないのかなと、色々頭を巡らせていたのですが、これにあたるものは何かと。

(中村委員長) 第37回北海道情緒障害教育研究会石狩大会交流会で申し上げますと、交流するということは、情報の発信と受信であります。交流会に参加しなければ、情報発信も出来ませんし、人との繋がりを失うことにもなります。

(門馬委員) おっしゃる通りなのですが、ただ市民の目から見て、「市民への情報発信」というと違うイメージを浮かべてしまったのです。全く外れているということではないのですが、この「市民への情報発信」という言葉のイメージするものと、ここの丸ポチの部分が私の頭の中で少し違うという気がしたものですから、申し上げてみたところです。例えば、議会で委員長が答弁をした内容が議会だよりに掲載して、それを見た市民が議会だよりを見て、教育委員会というのはこういう活動をしているのだなということを理解して下さるということであればわかります。新年交礼会の他に何かないのかなと考えておりました。

(中村委員長) ご指摘の点については、もっと良い表現方法がないか、大いに研究する必要があるものと思います。

(門馬委員) 情報発信に繋がる何かがないかなと思いました。

(中村委員長) ここは要検討ですね。

(門馬委員) 例えば、教育だよりというものが発刊されていて、それに委員としての見解が載るとか、活動が載るといようなことがあれば、丸ポチの表現はぴったりだなと思いました。それともう一つ、⑤の下にこのようなという2行の文章がありますが、委員長、これは⑤に関する内容なのですか。

(中村委員長) ①から⑤の全部にかかる内容です。

(門馬委員) この文章の流れを見た時に、私はこの2行は⑤と思ったのです。もし、この2行が①から⑤の全部にかかる内容であれば、別な書き方をした方が誤解されないのではないかという気はしました。

(中村委員長) 文章の作りには、勤務先によって違いがあるのかもしれませんが、門馬委員が言われるような疑問が抱かれることもあるかと思いました。

(門馬委員) と言うのも6頁の(3)教育委員会会議以外の活動状況で、平成2

2年度の主な活動は、次とおりですとあって、①～⑤までが続き、最後にこの2行があります。そうなので、これは⑤にかかる説明かと理解してしまったのです。このような理解もあり得ると思います。これは全体にかかることの内容だということであれば、そうかなと思うのですが。

（土井委員）（3）教育委員会会議以外の活動状況の中の下から3行目、また、教育委員間の打ち合わせや事務局職員からの報告・相談への対応及び情報交換など、教育行政や教育委員会会議運営に関わる調整活動も行っています、これが①～⑤の中身だと思います。それで平成22年度の主な活動は、次のとおりですとあって、前段で内容をまとめて表現をしているので、⑤の下2行は要らないのではないかと思います。情報発信については、7頁の⑤の市民への様々な情報発信、市民や関係団体との情報・意見交換を求めて、次に列挙したような各種団体の会合や行事にも積極的に参加しているほかと書いてありますので、必要なことは網羅されていると思います。この点検・評価報告書は、私たちの活動を評価する素材ですので、内容を繰り返して書くと読む方も大変だと思います。ですから、私は、事務局が提出した修正案で良いのではないかと思います。7頁はこのままで、その後ろには丸ポチを付けて、⑤の下に2行の文章は削除すれば良いのではないかと思います。

（伊藤委員）私は⑤の出だしの表現をどのような表現にすれば良いのか難しいのですが、これは事務局でもう少し良い言葉に置き換えてもらうことで良いのかなと思っています。⑤の下に2行の文章は、門馬委員さんがおっしゃったように（3）の下の説明にもありますので、この部分をどうするのかの検討を行えば良いのではないかと思います。100点満点ということにはなりませんが、表現方法は、色々な職業をやった方の方見方によって作り方は、違ってくると思いますので、皆さんのご意見を出された中間ということで、修正案の④及び⑤あたりは、表現の長い・短いというのはあると思いますが、この辺で十分表現できて整理されているのではないかと思いますので、⑤の出だしの表現の修正と、⑤の下に2行の文章は削除で、大体良いのではという感じがします。

（中村委員長）皆さんのご意見を踏まえ、事務局において文言修正等をして提出していただくことにご意見等ございませんか。

（樋口教育長）今の皆さんのご意見を踏まえて文言修正等について、最終的にどれを修正するのかないと思います。修正は構わないと思いますが、委員長から提案があった内容のもので修正するのか、委員長から提案を受けて、事務局が修正案として出したもので修正するのか。私自身は、ここに書かれている内容の部分には、委員長も含めてご尽力をいただいたと思っております。しかしながら、教育委員会会議での報告事項ということで考えた時に、教育委員会文化芸術支援要綱というのは、報告事項の中でしっかり報告されております。学校図書館等整備

基本方針の策定に向けた部分も報告されております。敢えて、ここに個別の項目の部分抜き出して報告するという事は、私自身は必要がないということから、この部分については事務局と話し合った結果、④については関係の部分について色々な活動をしているという表現方法で記載させていただきました。

（土井委員）私は、事務局が修正案として出したものを基本とし、⑤の下に2行の文章は削除することで良いかと思いました。

（中村委員長）私の思いとしては、教育委員活動について追認機関でしかないのではないのかとの声もある中で、委員自ら積極的に活動することが何よりも大切であると考え、教育プランについて教育委員会を中心に作りあげて参りました。点検・評価制度が出来て時代も変わりましたので、市民に一番身近な教育行政であるからこそ、教育委員会の活動をきちんと説明し、自ら提案しながら教育行政に反映していることを具体的に表現していくことが大事ではなかろうかと思っています。そういう思いから事務局が修正案として用意してくれたものは、少し遠いのかなというところです。

（土井委員）事務局修正案の④のその他の教育行政の運営に関する諸活動を委員長修正案に直した方が良いということですが、それについては（3）の前段の文章の中にある調整活動ということで表記していますし、中身については全て議題の中で話し合っている内容になっています。議題に上がるまでの色々な調整活動がありますが、例えば、学校職員辞令交付式までの調整活動として、教育長・教育委員会・教育委員もそうなのですが、それに対する人事面接などが多くの調整活動あります。全てそういうことの調整活動があって成り立っています。そのように考えると主なものですから、教育委員会文化芸術支援制度に基づく覚書調印式も議題の中に入っていますし、全国学力・学習状況調査結果の公表に向けた協議も議題の中に入っています。それに向けた色々な調整活動というのは、市民にとって当然のこととしてそれらが土台としてありますので、調整活動の詳細を報告書に掲載した場合には、こればかりではなく他にもありますので、内容も膨大になると思います。この点検・評価というのは、市民の方々に、この文章だけでなく、実際の成果や学校視察の実施、子どもたちの触れ合いの中での教育委員・教育委員会としての評価を受けると考えた場合に、教育委員長さんは、色々な場面に出てくれていて、色々な関係団体の方と話す時に、本当に教育委員長さんは、素晴らしい方ですよと言われる。それが評価だと思います。市民と言うのは、色々な形で情報を知っていますので、教育委員会の中の様々な活動に対しても評価されているのではないかと、私は思います。ですから、敢えて具体的な内容を出さなくても良いのかなというのが私の感想であります。

（中村委員長）教育委員が発信し、制度化され認証式まで辿り着いた事案などについては、外部評価委員の目に触れ易い表現に努め評価していただくこと。また、

昨年外部評価委員からご意見をいただいた社会教育委員との情報交換については、直ちに実施しこの度の報告書に掲載するなど。お互いの意見等を尊重することが大切であると考えております。

（伊藤委員）先程も言いましたように、本当に見方によって難しい部分だと思っています。委員長のおっしゃることもわかりますし、その後の教育長のおっしゃったこともわかります。どっちにしても、どういう表記にするのかを決めなければなりません。今、お聞きしているところによると事務局案にするのか、委員長の出していただいた修正案にするのか、どちらかに決めるしかないと思います。全員がそうだという話にはならないのかと思いますし、二者選択を迫られている案件でもありませんし、子どもたちのためにというところでいくと、話が違うところになってきているものですから、多数決で決めることが良いのかわかりませんが、どちらかに決めるしかないと思います。委員長の提案にならなかったとしても、これでということにするしかないと思います。

（門馬委員）委員長のお気持ちは非常に良くわかりますが、委員長がお書きになった丸ポチの中で、例えば事務局提案でなかったけれども、委員が自ら何かを企画をして実現したというものがあるだろうかと考えた時に、実現しなかった宇宙飛行士講演要請がありますが、それ以外については結果として事務局の提案に基づいて我々が調査したり、考えたりした結果がこの冊子の後半に出てきているわけです。委員長のお気持ちは良くわかりますが、結果的には報告書の中で重複してしまっているのではないかと考えます。

（中村委員長）①については、事務局提案ではなく委員提案なのですが。

（門馬委員）事務局と一体となって教育委員は活動するわけで、その結果は後ろに載ってくるわけです。そうなってくると、重複することになるので、私自身としては、今回は事務局案程度で良いのかなと思います。全部網羅するわけには行きませんのでという気持ちではあります。それと8頁の最後の2行については、無くても良いのではと思います。

（中村委員長）十分議論が尽くされたと思いますので、私も事務局案で行くということにしますが、今後も検討はお願いしたいと思います。事務局案どおりで進めることでよろしいでしょうか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、協議事項の①は事務局案どおり進めることに決定しました。

（中村委員長）以上で、日程第4 協議事項を終了します。

日程第 5 報告事項

(中村委員長) 日程第 5 報告事項を議題とします。

① 平成 23 年度石狩市・恩納村中学生交流（派遣）事業について

(中村委員長) ①平成 23 年度石狩市・恩納村中学生交流（派遣）事業について、事務局から説明をお願いします。

(上田課長) 別紙資料により説明する。

(中村委員長) ただいま事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

質疑応答

(門馬委員) 訪問団の生徒 16 名、男子 2 名、女子 14 名は、どのように選ばれるのですか。

(上田課長) 各学校から希望者を募り、希望する子どもの数が 16 名ということです。

(門馬委員) 公募をしたということですか。

(上田課長) 公募で行っています。

(門馬委員) 参加する生徒の自己負担分もあるのですね。

(上田課長) 今回は、個人負担分として 45,000 円が負担金額となっています。

(門馬委員) 全市、厚田・浜益も含めて公募しているわけですね。

(上田課長) そのように行っています。今回、はじめて厚田区から 1 名が参加するということになりました。

(門馬委員) 公募で手を挙げた場合には、次年度に沖縄県から生徒が来た場合にホームステイで受け入れるという条件が付いているのですか。

(上田課長) お互いに行き来した子どもの家庭を優先的にお願いはしていますが、絶対条件ではありません。

(中村委員長) 他にございませんか。それでは報告事項①を了解しました。

② 第 56 回（平成 23 年度）石狩市民文化祭の開催について

(中村委員長) ②第 56 回（平成 23 年度）石狩市民文化祭の開催について、事務局から説明をお願いします。

(三国部長) 別紙資料により説明する。

(中村委員長) ただいま事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

質疑応答

(門馬委員) 菊花展の主催は、どこなのですか。

(三国部長) 実行委員会になります。また、市民文化祭の共催事業にもなります。

(土井委員) 市民文化祭は、協賛・共催事業も含めると、10月1日から12月10日まで長い期間に亘って行われるのですね。ご苦労さまです。

(中村委員長) 他にございませんか。それでは報告事項②を了解しました。

(中村委員長) 以上で、日程第5 報告事項を終了します。

日程第6 その他

(中村委員長) 日程第6 その他を議題とします。

(中村委員長) 事務局からございませんか。

① 東日本大震災被災地（名取市）の支援について

(百井館長) 9月14日に、市長をトップとします東日本大震災被災地支援対策本部会議が開かれました。その会議で、これまでの経過や今後の取り組みについて、報告・決定が行われたところです。そのうち、教育委員会所管で今後取り組む事項として名取市支援というものを、また新たに追加するという内容がありましたので、詳細は詰まっていますが、概要について口頭で報告をさせていただきたいと思います。既に名取市については、ご承知のとおり震災後4月から図書館など中心にした名取市への支援を、市や市民の方と一緒に支援させていただいているという状況がございまして、現在も交流を継続している状況であります。名取市の図書館におきましては、その後も地震の影響で建物自体は使えない状況は変わっておりません。その中で、色々工夫をして屋外において仮の開館をしているような状況にあります。現地の状況においては、大変な中ではありますが、市民はもとより外からのボランティアを得て、非常に活動は、ある意味豊かになってきているという状況はありますが、環境が悪いのは変わりありません。そのような中で、名取市としては市内外から得た協力に感謝を申し上げたいというような気持ちを込めまして、これまで取り組んだことのない図書館まつりという事業を11月に企画しようということになりました。環境が厳しい中での、そう言

った趣旨の開催ですし、これまでのお付き合いもありますので、石狩市としてもそのような事業に支援をしたいというのがきっかけでございます。具体的には、名取市図書館において、11月の5日（土）、6日（日）、この2日間を名取市の文化会館を会場にして、お祭りを開催する運びとなっています。石狩市からは、教育委員会からの職員を派遣して、祭り全体の運営に協力することはもちろんですが、石狩市のコーナーを設けてプログラムを少し大きくするとか、市民やボランティアの方々が色々作っている、例えば、布の絵本ですとか、おもちゃですとか、そういったものを展示・プレゼントするコーナーなども、今準備しているところです。さらに、祭りを盛り上げるという意味では、名取市からのリクエストで、石狩市を少し紹介してほしいということがあります。資料もさることながら、石狩鍋とか、石狩の特産品なども用意いただければというようなリクエストもありましたので、民間の協力を得て、何とか石狩鍋を現地でつくるといような準備も整ってきているところです。併せまして、例年石狩市においては、図書館まつりが恒例となっていますが、名取市のお祭りの3週あとに開催ということで、11月の26日（土）、27日（日）に開催することで準備をしています。その機会に、今度は名取市から職員を招致して、名取市の状況を伝えていただくなど、名取市のコーナーを設けて、一方的な支援から交流にという視点も含めて、取り組みを考えているところであります。詳細がまだ決まっていなく口頭説明で恐縮ですが、追々決まりましたらご案内・報告をさせていただきたいと思っております。

（中村委員長）ただいま事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

質疑応答

（土井委員）新しい取り組み、にいつも感服しています。是非、石狩鍋を作って名取市の皆さんに元気を付けていただきたいと思います。また、11月の26日（土）、27日（日）に図書館まつりがあるということを聞きましたので、それも楽しみにしています。

（中村委員長）他にございませんか。

（中村委員長）それではその他①を了解しました。

（中村委員長）教育委員の皆さんからございませんか。

（中村委員長）以上で、日程第6 その他を終了します。

日程第 7 次回定例会の開催について

(中村委員長) 日程第 7 次回会議の開催日程を議題とします。

(中村委員長) 次回については、10月25日の火曜日、13時30分からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

(中村委員長) 以上をもちまして公開案件は、終了します。秘密会案件の説明員以外の方は、ご退席願います。

【秘密会】

(中村委員長) ただいまから、教育委員会会議規則第15条に基づき、秘密会を開催いたします。

(中村委員長) 日程第 2 議案第 4 号を審議いたします。

議案第 4 号 教職員の処分の内申について (秘密会)

(中村委員長) 議案第 4 号 教職員の処分の内申について、提案願います。

(樋口教育長) このことについて、先程にご報告申し上げました生徒の個人情報の紛失という事故に関わりまして内申を行うため、石狩市教育委員会事務委任規則(平成3年教育委員会規則第13号)第1条第7号の規定に基づき、議決を求めるものであります。詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

(池田課長) 別紙資料により説明する。

(中村委員長) ただいま提案説明がありました議案第 4 号について、ご質疑等ありませんか。

質疑等省略

(中村委員長) 他に質疑等がないようですので、議案第 4 号については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、議案第４号については、原案どおり可決しました。

（中村委員長）以上で、日程第２ 議案審議を終了します。

閉会宣告

（中村委員長）以上をもちまして、９月の定例会の全ての議題は終了いたしました。本日は、これをもちまして閉会いたします。

会議録署名

平成２３年１０月２５日

委員長 中 村 照 男

署名委員 土 井 久美子